

西郷村告示第60号

西郷村ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

西郷村長 高橋 廣志

西郷村ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみ及び庭木の剪定枝葉の減量化並びに再生利用を推進し、生活環境の向上を図ることを目的とし、西郷村補助金等の交付等に関する規則(昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。)及び西郷村補助金等交付基準(平成28年西郷村訓令第1号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる処理機器)

第2条 補助の対象となる処理機器は次の各号に定めるものとする。

- (1) 生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器(以下「電動式生ごみ処理機」という。ディスポーザー(生ごみを粉砕し、排水を公共下水道等に排除する機器をいう。)を除く。)
- (2) 生ごみを土中の微生物の活動により、分解し堆肥化する器具(以下「コンポスト容器」という。)で、底面が地中に埋まり、かつ、臭気の発散及び雨水の流入を防止するふたを備えたもの
- (3) 生ごみにEMボカシ菌を使用して発酵分解させるための器具(以下「EMボカシ容器」という。)で、密閉できるふた及び液肥を抜くコックを備えたもの
- (4) 庭木の剪定枝葉を動力により粉砕しチップ化する器具(以下「ガーデンシュレッダー」という。)で、安全に運転でき、粉砕物を適切に回収できる構造を有するもの
(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、西郷村に住所を有し、かつ、居住している者で、自らの家庭から出る生ごみ及び庭木の剪定枝葉を処理するため、処理機器を新たに購入し、設置する者とする。

2 前項の者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該処理機器を適正に使用し、自己の責任において維持管理ができる者
- (2) 減量化又は堆肥化された成果物を自己の責任において処理できる者

(3) 処理機器を販売業者から購入した者（中古品及び転売品を除く。）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできない。

(1) この要綱による同一処理機器の補助金の交付を既に受けている者

(2) 本村の村税等を滞納している者

(3) その他村長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(村税等の滞納がないことの確認方法)

第4条 前条第3項第2号に規定する要件は、村長が申請者の同意に基づき、村税等の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、村税等の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合この限りでない。

(村税等の取扱い)

第5条 第3条第3項第2号に規定する村税等とは、個人の村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、総事業費の2分の1以内の額又は次項に規定する限度額のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって補助金の額とする。

2 補助金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 電動式生ごみ処理機 20,000円

(2) コンポスト容器 2,000円

(3) EMボカシ容器 2,000円

(4) ガーデンシュレッダー 20,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西郷村ごみ減量化機器等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ごみ減量化機器等を購入した年度の3月20日までに村長に提出しなければならない。

(1) 購入時の領収書又は、レシート（購入先、内訳、製品の名称等が分かるもの）

(2) 対象機器等の写真

(3) メーカー保証書の写し（電動式生ごみ処理機又はガーデンシュレッダーの場合）

(4) 収支決算書（様式第2号）

(5) その他村長が必要と認める書類

2 申請受付は、申請書等を持参する方法により行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、西郷村ごみ減量化機器等購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告等の併合）

第9条 第7条の交付申請書は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに西郷村ごみ減量化機器等購入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとする。

2 村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第11条 村長は、補助金の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の決定を取消し又は既に交付をした補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

（処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、規則第18条に定めるもののほか、処分承認申請書（様式第5号）を村長に提出し、承認を受けた場合はこの限りでない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（廃止）

2 西郷村生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱（令和4年3月17日西郷村告示第38号）

は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定により廃止される西郷村生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定による補助金の決定の取消し及び返還については、この要綱の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

(失効)

- 4 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。